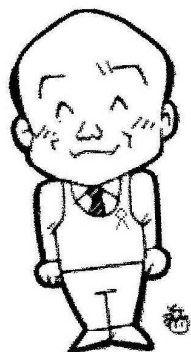


一日も早く 裁判のやり直しを！  
石川一雄さんは 無実です。  
狭山事件の 再審を求めます。

1963年に起こった狭山事件では、事件現場近くの「被差別部落に住んでいる」という理由だけで、石川一雄さんは事件の犯人に仕立て上げられ、不当逮捕されました。逮捕から60年が経ち、当時24歳だった石川一雄さんは84歳になりました。1994年から仮出獄中の石川一雄さんは、今も粘り強く無実を訴え続けています。



石川一雄さん・石川早智子さんご夫妻

今年の5月23日で不当逮捕から60年。石川一雄さんは、「ぜひとも、弁護団が求めている科学者たちの11人の鑑定人尋問（※）を実現させるために、皆さま方の可能な限り、ご協力を心からお願いします」とメッセージを出されました。

※これまでに提出された新証拠を作成した鑑定人11人への証人尋問

(YouTube 2023年5月公開)

◎「部落解放同盟中央本部」Webサイトから御覧下さい。QRコード→



さ やま はたる ひばり すけたみ  
狭山は雲や雲雀の姿見えが  
どろ さ はやし  
難木林もコンクリートにバケ

石川一雄さんの句 (2023年5月 直筆)

日本キリスト教団

九州教区



(2023年 5月)

## 狭山事件

1963年5月1日、埼玉県狭山市で起きた女子高校生誘拐殺害事件。当時、警察は別の幼児誘拐事件で犯人を取り逃がしてしまい、世間から厳しい目で見られていました。

狭山事件の身代金受け渡し時、犯人を逃がしてしまった警察は、犯人逮捕を急ぐあまり、現場近くの被差別部落に対して見込み捜査を行い、石川さんを5月23日に別件逮捕。石川さんの兄が犯人であると思ひ込ませ、嘘の「自白」をさせ、犯人へと仕立て上げて行きました。

地域住民の「あんなことをするのは部落民に違いない」という差別意識やマスコミの差別報道の中で冤罪が生み出されることになったのです。

## 判決

石川さんは、1964年3月11日に死刑判決を受け、無実を訴え控訴。しかし、異議申し立てに対して現場検証、証人尋問も行われず、1974年10月31日に東京高裁は無期懲役を判決。

その後2度の再審請求に対して、ただの一度も事実調べはおこなわれず、棄却。3度目の再審請求をしています。

## それから

事件から46年後の2009年、裁判所・検察官・弁護団による『三者協議』が始まり、2023年4月18日に第54回目の『三者協議』が開かれました。

検察官は、2月と3月に筆跡、指紋、足跡、スコップ、血液型、目撃証言、音声証言、万年筆インク、万年筆発見経過、自白についての「弁護団の事実調べ請求に対する意見書」を提出しました。残る「法医学の論点についての新証拠に対する反論と事実調べについての意見書」を5月末に提出するとしています。検察官の意見書の提出、これを含む検察官意見書に対する弁護団からの反論の意見書提出をふまえ、裁判所は事実調べの実施を判断することになります。

次回『三者協議』は2023年6月上旬の予定です。

石川一雄さんは、24才という若さで身に覚えのない犯罪を『自白』させられ、今年で60年になります。

無罪を訴え闘い続ける石川さんの周りには、冤罪で無実を勝ちとった仲間や闘い続ける仲間、そして共に歩む仲間がいます。私たちは、キリスト教会の歴史の中でも「部落差別」があったことを心に刻みつつ、取り組み続けています。石川さんの冤罪をはらし、狭山事件の再審を実現しましょう！

『水平社宣言100年』～人の世に熱あれ、人間に光あれ～

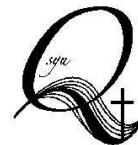
1922年3月に『水平社宣言』が出され、2022年で100年になりました。1871年、後にいわゆる「解放令」と呼ばれる「太政官布告」（差別されてきた人々の身分を廃止して、これからは身分・職業ともに平民と同じにする）が出されましたが、差別は依然として残りました。そこで、部落差別に苦しむ人々は、1922年3月3日、京都の岡崎公会堂に集まり、人間としての平等を願い、自分たちの力で差別からの解放をめざす運動を進める「全国水平社」を創立しました。

その創立大会で採択された『水平社宣言』は、差別に苦しむ当事者自身が声を上げ、社会を変えようとする日本初の人権宣言です。

日本キリスト教団 九州教区

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-7-7

TEL 092-712-6678



作成：日本キリスト教団 九州教区 伝道センター

平和・人権部門委員会（2023年5月）

※調整：九州教区福岡地区社会部

※日本キリスト教団部落解放センターホームページもご覧下さい。  
「教団 部落解放センター」で検索してください。